

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
翌日、休む)
たる日

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員就退任(二件) (農村整備課)
- ◇ 海区漁鰾 ひきなわ釣漁業の操業に関する指示
- 委 告 示

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川 陽 治 八頭郡用瀬町大字屋住二七六

坂本 馨 八頭郡用瀬町大字安蔵一〇〇八一

長戸 信 勝 八頭郡用瀬町大字安蔵一三九

大家 繁 博 八頭郡用瀬町大字江波六六四

加賀田 収 八頭郡用瀬町大字金屋一九七

加賀田 隆 八頭郡用瀬町大字金屋一五七一

岸本 実 八頭郡用瀬町大字安蔵一〇四九

鈴木 義 明 八頭郡用瀬町大字古用瀬三二八

徳中 章 二 八頭郡用瀬町大字江波六八一

永田 章 二 八頭郡用瀬町大字安蔵二八二

福本 拙 男 八頭郡用瀬町大字古用瀬三四三

藤原 貞 夫 八頭郡用瀬町大字屋住四三二一一

川元 一 雄 八頭郡用瀬町大字古用瀬四七三

前田 欣 也 八頭郡用瀬町大字安蔵七二七

前田 喜 道 八頭郡用瀬町大字川中一四六

義本 大 八頭郡用瀬町大字家奥四二六

森 重 市 八頭郡用瀬町大字家奥一二九

五利江 勝 義 八頭郡用瀬町大字金屋八七

加賀田 清 八頭郡用瀬町大字安蔵九一八一五

平成七年三月八日退任

就任した役員の名及び住所

理事 長谷川 陽 治 八頭郡用瀬町大字屋住二七六

小谷 長 憲 八頭郡用瀬町大字古用瀬三六九

加賀田 隆 八頭郡用瀬町大字金屋一五七一

藤原 貞 夫 八頭郡用瀬町大字屋住四三二一一

〃 前田 欣也 八頭郡用瀬町大字安蔵七二七
 〃 前田 喜道 八頭郡用瀬町大字川中一四六
 〃 坂本 武司 八頭郡用瀬町大字安蔵九三〇
 〃 徳中 久 八頭郡用瀬町大字江波六五八
 〃 前田 正善 八頭郡用瀬町大字用瀬一三一二
 〃 山本 教興 八頭郡用瀬町大字安蔵九八七
 〃 田中 重範 八頭郡用瀬町大字安蔵三六一
 監事 義本 大 八頭郡用瀬町大字家奥四二六
 〃 長戸 信勝 八頭郡用瀬町大字安蔵一三九
 平成七年三月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥 田 一 郎 気高郡気高町大字常松四一九

平成七年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 前 田 政 昭 気高郡気高町大字常松一九九

平成七年三月十九日就任 任期平成十年三月二十五日まで

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成七年五月八日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成七年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。